

レストカー貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、勝山市が所有し管理するレストカー(トイレカー)(以下「レストカー」という。)について、公務で使用しないときの有効活用を図るため、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年勝山市条例第10号)第7条の規定に基づき、レストカーの貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 レストカーの貸出しの対象となる者は、主に市内を活動場所とし、次に掲げる活動を行う団体とする。

- (1) 防災・防犯・交通安全活動
- (2) スポーツ・文化・イベント活動
- (3) 環境美化活動
- (4) 市の事業と密接な関係を有する活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、その活動が次のいずれかに該当する場合は、トイレカーの貸出しを行わないものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (2) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援若しくは公認している場合又はそのおそれのある場合
- (3) 不当な利益を得るために使用されるおそれがある場合
- (4) その他公益を害するおそれがある場合

(運転資格者)

第3条 レストカーを運転する者は、市の職員とする。

(使用区域)

第4条 レストカーの使用区域は、原則として市内とする。

(貸出申請)

第5条 レストカーの貸出しを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、貸出しを受けようとする日の14日前までに、レストカー貸出申請書兼許可書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(貸出許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定により許可を受けた申請者(以下「使用者等」という。)に対し、当該許可を取り消し、その返還を命じることができる。

(1) 災害その他緊急かつやむを得ない事由により、レストカーを公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。

(2) 故障等の理由により貸出しをすることができないとき。

(3) 使用者等が、偽りその他不正の行為により、貸出しの許可を受けたとき。

2 前項の規定は、使用者等が既にレストカーの貸出しを受け、現に使用中の場合も適用する。この場合において、使用者等は、レストカーを直ちに返却するものとする。

(貸出期間及び返却)

第7条 レストカーの貸出期間は、原則7日以内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、貸出期間を延長できるものとする。

2 レストカーの貸出し及び返却は、勝山市の休日を定める条例(平成元年勝山市条例第30号)第1条に定める勝山市の休日を除き、午前9時から午後5時の間で行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 使用者等は、レストカーを返却するときは、清掃を行うものとする。

4 使用者等は、レストカーの貸出し及び返却に当たっては、市の職員の確認を受けなければならない。

(費用の負担)

第8条 レストカーの貸出料は、無料とする。ただし、レストカーを稼働させるために使用する電気、燃料、水道、トイレトーパー等の消耗品、し尿の処理等の費用については、使用者等の負担とする。

(禁止事項)

第9条 使用者等は、レストカーの利用に際し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸出許可を受けたレストカーを転貸し、又は許可を受けた内容以外に使用すること。
- (2) レストカーの車内及び周辺における喫煙(加熱式たばこ及び電子たばこを含む。)を行うこと。
- (3) 火気を使用すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、レストカーの貸出時に市長が別に指定し、又は指示する事項に違反すること。

(事故等の対応)

第10条 使用者等は、レストカーの使用中に事故等が発生したときは、関係法令に定められた措置をとるとともに、直ちに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 使用者等は、前項の指示を受けた後、速やかに、レストカー事故等報告書(様式第2号)に市長が指示する書類を添付して提出しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者等は、事故等で第三者又はレストカーに損害を与えたときは、その賠償に要する費用のうち、市の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償費用を除く一切の費用を負担するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

